

～ 知らないままで何も手を打たないと ～ 損する社長の年金と退職金の話

ご自身の生涯手取り額をムリなく増やす

2010年2月19日(金 13:30～16:00)

主催 (有)働きがい研究所

講師 橋 敏夫 特定社会保険労務士



ご注意:最新の法律に準拠して作成していますが、見落とし、勘違い、解釈間違いもありえます。その様なことのないように最大限の努力をしていますが、それぞれの責任において行ってください。また、税務については税務署、或いは税理士さんにご相談ください。この資料による損害賠償請求には応じません。

自己紹介

氏 名 橋 敏 夫（はしとしお）
住 所 福井市池尻町(川西の鶉地区です)
経 歴 平成元年開業、
過去には；時短アドバイザー(全国労働基準関係団体連合会)、賃金相談員(福井労働局)
などを経験
現在は；高年齢者雇用アドバイザー（社）福井県雇用支援協会）、福井商工会議所専
門相談員などの委嘱を受けている
得意分野は；賃金制度(福井県の給料)、退職金、就業規則、社員研修(人材の活性化)
特 色 多数のコンサル経験から、大企業の制度を中小企業に導入しても無理があることを体験、
労務問題の悩みやもめごとを、経営者の立場で支援するコンサルタント。経験からくる
実務力が売りです。
法律論や理屈ではなく聞いてすぐわかり、明日の経営に生かせる提案を行います。平成17
年秋に北見式賃金研究所の北見昌朗氏が開催した賃金コンサルタント養成塾で薫陶を
授かる。
特定社会保険労務士としてバックボーンに幅広い人脈。
会社名 (有) 働きがい研究所
連絡先 住所；福井市西開発 1 丁目2508野阪第2ビル201 〒 910-0843
電話；0776-57-1380 FAX；0776-57-1370

今日のセミナーでわかる事

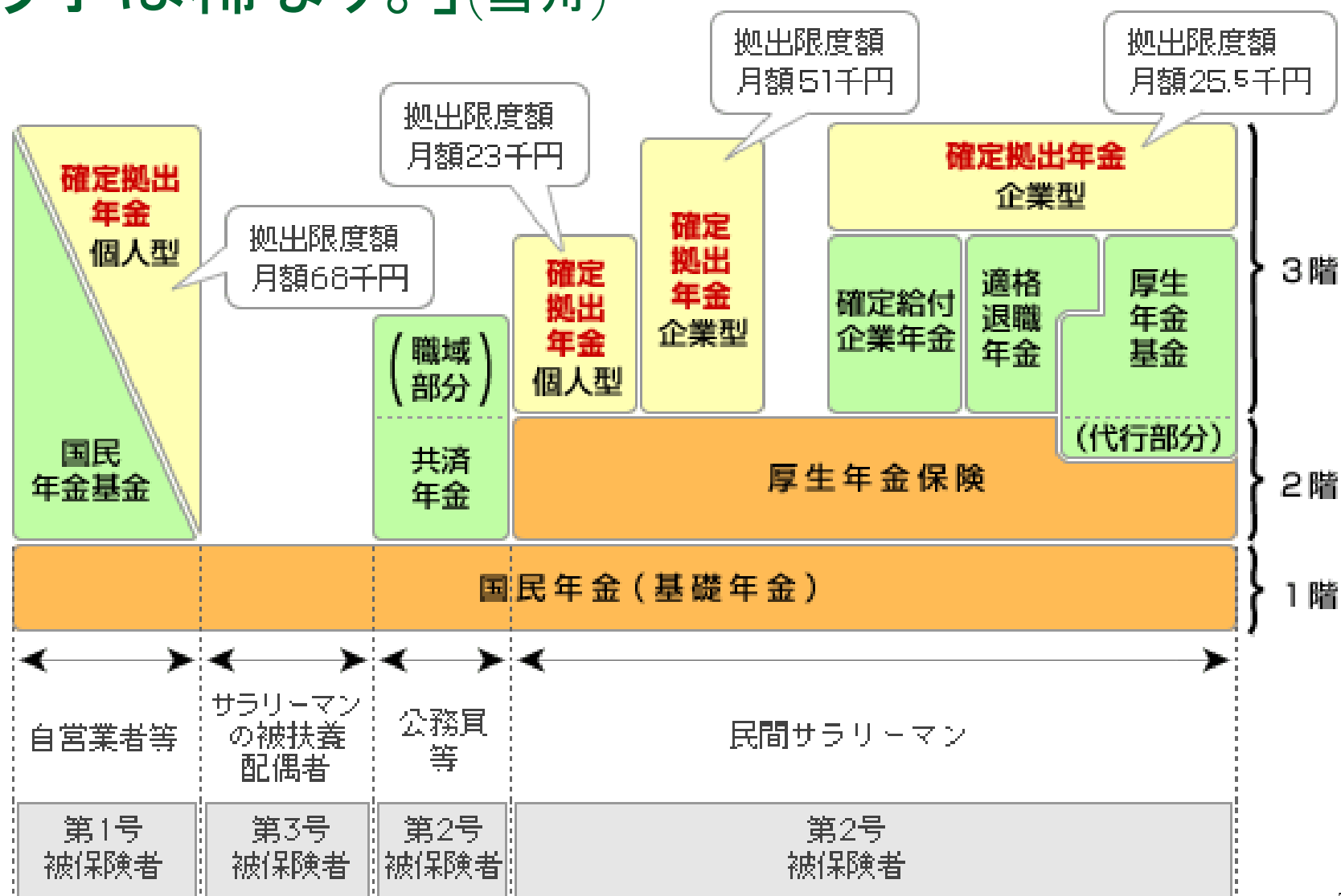
- 公的年金の基礎知識が身に付く
- 在職老齢年金の支給停止の仕組みが理解できる
- 報酬を減額しながら手取りを減らさない方法が学べる
- 年金制度改正で経営者がどれだけのダメージを受けているか理解できる
- 退職金税制の基本と活用の仕方が理解できる
- 退職金の適切な準備方法の実際が学べる
- 後継者問題が解決する
- 年金をもらうとなぜ資金繰りが楽になるのか

厚生年金の世代間格差

世代ごとの保険料負担額と年金給付額 (厚労省試算)				
生年	05年時点 の年齢	年金給/保険料 付額/負担額 ()は現行方式	保険料 負担額	年金 給付額
1935年	70歳	8.3倍 (8.5)	680 万円	5600 万円
45	60歳	4.6倍 (5.1)	1200	5400
55	50歳	3.2倍 (3.8)	1900	6000
65	40歳	2.7倍 (3.1)	2800	7600
75	30歳	2.4倍 (2.6)	3900	9600
85	20歳	2.3倍 (2.3)	5100	12000
95	10歳	2.3倍 (2.2)	6500	14900
2005	0歳	2.3倍 (2.1)	8000	18300

〔基礎年金の国庫負担割合は09年度に1/2。保険料負担額には事業主負担を含まず本人負担のみ。金額は賃金上昇率を用いて試算。負担額と給付額は10万円単位を四捨五入したため、倍率と合わない場合がある〕

「10人の子を養う親はあれど、1人の親を養う子は稀なり。」(雪舟)

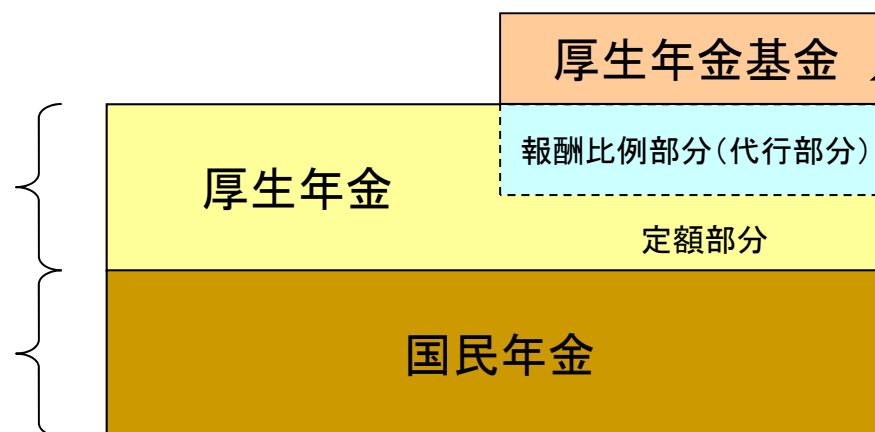


厚生年金と国民年金

年金制度は、基礎年金である国民年金と上乗せ年金の厚生年金の2階建てになっている。

上乗せ年金
(2階)

基礎年金
(1階)



基金数:609
(解散した基金:464)

平成21年11月1日現在



年金	加入期間	受給資格	受給開始
厚生年金	15歳～70歳	1月以上	60歳～ (受給開始年齢引き上げ中)
国民年金	20歳～60歳 (40年)	原則として25年 以上加入	原則65歳～

資料1;老齢基礎年金

資料4;保険料額表

国民・厚生年金の支給繰上げ、繰下げ

受給方法	受給開始 年齢	支給率 (昭和15年度 以前生まれ)	支給率 (昭和16年度 以後生まれ)
繰上げ支給	60歳	58%	70%
	61歳	65%	76%
	62歳	72%	82%
	63歳	80%	88%
	64歳	89%	94%
本来の請求	65歳	100%	100%
繰下げ支給	66歳	112%	108.4%
	67歳	126%	116.8%
	68歳	143%	125.2%
	69歳	164%	133.6%
	70歳	188%	142%



※一旦、繰上げ請求をした場合は、元に戻すことは出来ませんので、ご注意願います。

では、何歳から年金がもらえるのか？

男性	女性	60歳から64歳までの年金	65歳以降
昭和16年4月2日～ 昭和18年4月1日生まれ	昭和21年4月2日～ 昭和23年4月1日生まれ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳 ▲61歳(満額受給年齢)	
昭和18年4月2日～ 昭和20年4月1日生まれ	昭和23年4月2日～ 昭和25年4月1日生まれ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳 ▲62歳(満額受給年齢)	
昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日生まれ	昭和25年4月2日～ 昭和27年4月1日生まれ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳 ▲63歳(満額受給年齢)	
昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日生まれ	昭和27年4月2日～ 昭和29年4月1日生まれ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳 ▲64歳(満額受給年齢)	
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日生まれ	昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日生まれ	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
		▲60歳 ▲65歳(満額受給年齢)	

- 60歳台前半の給付の支給開始年齢は、段階的に引き上げられています。

資料2; 厚生年金支給開始年齢早見表

資料3; 支給開始年齢の経過措置

60歳代前半・後半以降の年金

60歳から64歳までの年金

65歳以降

①報酬比例部分	➡	③老齢厚生年金(厚年)
②定額部分	➡	④老齢基礎年金(国年)

▲60歳

▲65歳

60歳～64歳まで

老齢厚生年金を『特別支給の老齢厚生年金』といいます

- ①報酬比例部分: 過去の報酬等に応じて決まります
- ②定額部分: 加入期間の長さ等に応じて決まります

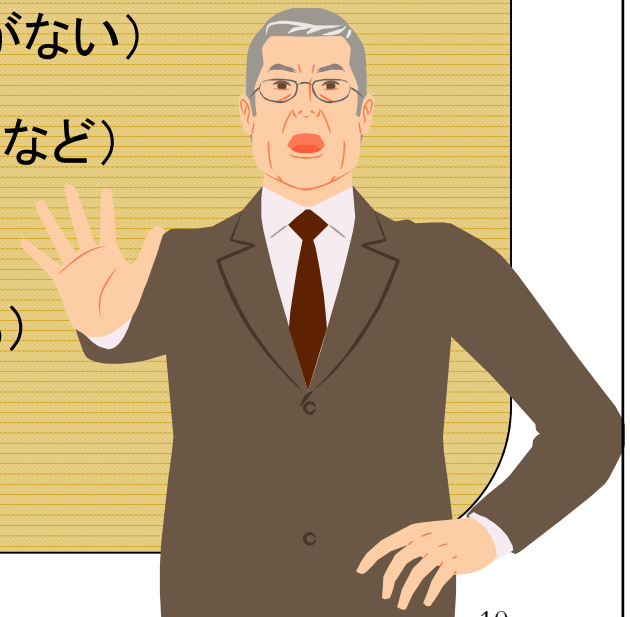
65歳からは

『老齢基礎年金』と『老齢厚生年金』が支給されます

- ③老齢厚生年金: 老齢基礎年金に上乗せされる形で支給され、過去の報酬等に応じて決まります
- ④老齢基礎年金: 40年加入で満額支給されます(平成22年度額: 792, 100円)

60歳以降、働きながら年金を満額受け取る方法

- ①勤務時間を正社員の所定労働時間の4分の3未満とする
(厚生年金の被保険者でなくなるため、年金は満額受け取れる)
- ②個人事業主になる
(一部の業種を除き、厚生年金への加入義務がない)
- ③共済年金の加入者になる(例:私学の職員など)
- ④委託・請負契約で働く
(雇用されていないので、年金は満額受け取れる)
- ⑤海外で働く



働きながらもらえる在職老齢年金(60～64歳)

在職老齢年金とは、給与額と年金額に応じて、働きながら年金を受け取る制度です。

60歳台前半の場合

給与(直近1年間の賞与の1/12を含む)+年金月額 < 28万円



☆ 上記の合計額が28万円未満の場合、年金は全額支給されます ☆

(合計額が28万円を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます)

計算例 給与30万円、賞与0円、年金月額12万円の場合

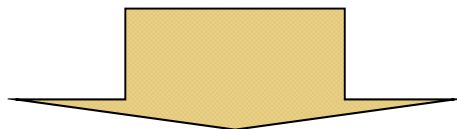
{給与(30万円)+年金月額(12万円)－28万円}÷2＝7万円(支給停止額)

実際の年金額＝12万円－7万円(支給停止額)＝5万円

働きながらもらえる在職老齢年金(65～69歳)

60歳台後半の場合

給与(直近1年間の賞与の1/12を含む)＋年金月額 < **48万円**



ココが変わ
るだけ

☆上記の合計額が48万円未満の場合、年金は全額支給されます☆
(合計額が48万円を超えると年金が一部又は全部が支給停止されます)

計算例 給与40万円、賞与0円、年金月額20万円の場合

給与(40万円)＋年金月額(20万円)－48万円÷2＝6万円(支給停止額)

実際の年金額: 20万円－6万円(支給停止額)＝14万円

※但し、65歳からは収入の額に関係なく老齢基礎年金は全額支給されます

※平成19年4月からは70歳以上も上記の制度が適用されています

数年前のある事例・・・・

- 社長; S12/6/10生69歳 報酬200万円

~~給料200万円＋年金25万円＝225万円
－48万円＝183万円×1/2＝91.5万円支
給停止⇒全額停止、ゼロ円~~

62万円＋25万円＝87万円－48万円＝
39万円×1/2＝19,5万(停止額)

25万－19,5万＝**5,5万(受取れる！)**

さらに、国民年金は65歳から満額支給

80万円を4年分＝**320万円(受取れる)**

年金は出ま
せん！

一時金
584万円



資料4; 保険料額表

しかし、今は……

- 平成19年4月1日以降は…
 - 70歳以降であっても現役であれば支給停止→一生涯
 - 但し、保険料は取られない

国民・厚生年金の支給繰上げ、繰下げ

受給方法	受給開始 年齢	支給率 (昭和15年度 以前生まれ)	支給率 (昭和16年度 以後生まれ)
繰上げ支給	60歳	58%	70%
	61歳	65%	76%
	62歳	72%	82%
	63歳	80%	88%
	64歳	89%	94%
本来の請求	65歳	100%	100%
繰下げ支給	66歳	112%	108.4%
	67歳	126%	116.8%
	68歳	143%	125.2%
	69歳	164%	133.6%
	70歳	188%	142%



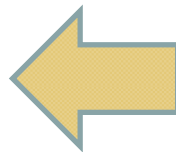
※一旦、繰上げ請求をした場合は、元に戻すことは出来ませんので、ご注意願います。

資料5; 繰上げ、繰り
下げ受取総額

どうすればいいのか？

今のままでは、20歳～70歳まで年金保険料を50年間納め続けても、もらえる金額や期間は、ほんのわずか！

平均寿命
男性：79歳！
女性：86歳！



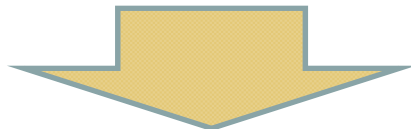
大変な掛け損！

納めたお金は出来るだけ取り戻そう！



会社のキャッシュフローが劇的によくなる。
社長の給料減額分＋社会保険料が浮く！

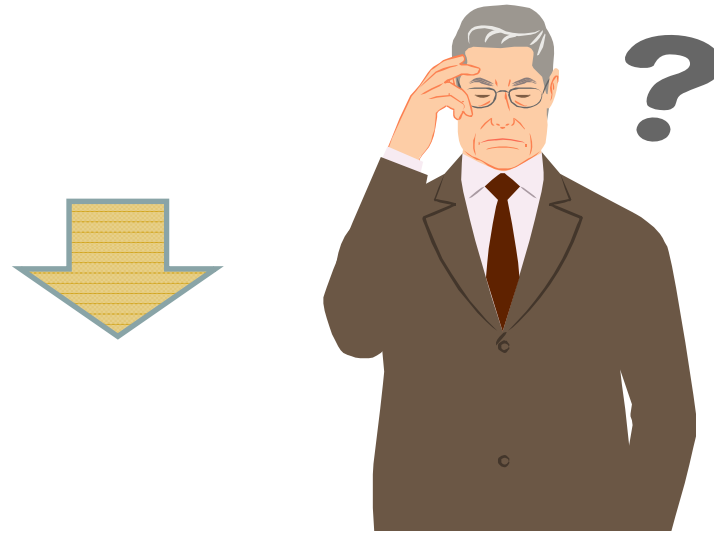
『でも、手取額が減るのは、やっぱり嫌だ！』
では、どうすれば良いのか？



絶対、年金をもらおう

そのためには、役員報酬を下げるしか方法はありません。

「でも、そんなに下げたら心配だ・・・」



【対策】

1. 奥様や息子さん等家族の報酬を増やす
2. 家賃収入をアップする
3. 会社への貸付金から返済金を受け取る

ある社長はこうした！……

- A社、40人、警備業、社長60歳時

夫60万/月⇒15万円 年金8万円

妻40万/月⇒15万円 年金16万円

合計100万 30万 24万円 ⇒54万

さらに

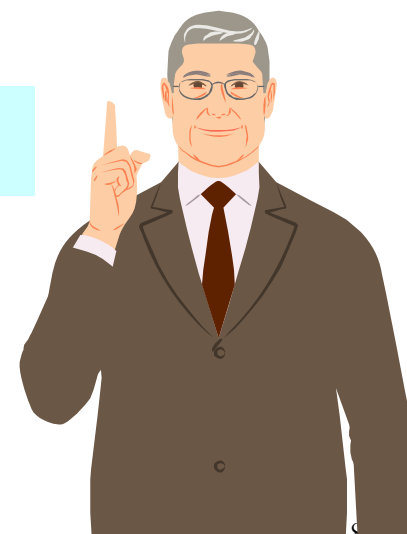
子2名で給与20万UP

会社から家賃5万円UP

さらに

短期貸付4千万(月30万)

79万円



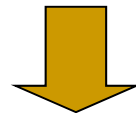
何故、そこまでして年金を受け取るべきか……？

役員報酬を引き下げる時の注意点

①役員報酬を減らすと損金が減る！



損金が減ると会社の支払う税金が多くなる。



②中小企業は、社長が様々な形で担保・保証となっているので、メインバンクや顧問税理士等に報酬引き下げについて事前相談が必要！

報酬引き下げ分を役員退職金とする！

勤続年数(A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円＋70万円×(A－20年)

1 退職所得控除は、こんなに凄い

2 2分の1課税

例 勤続30年、3千万の退職金の場合

$70\text{万円} \times (30 - 20) + 800\text{万円} = 1,500\text{万円}$ (控除額)

$1,500\text{万円} \times \frac{1}{2} = 750\text{万円}$ (課税対象)

$\div 247.5\text{万円}$ (所得税・住民税)

手取り額 $= 3,000\text{万円} - 247.5\text{万円} = 2,752.5\text{万円}$

3 さらに、分離課税(他の所得と合算しない)

資料6; 退職所得
控除の計算方法

退職金をもらう時はココに注意！

退職金は、会社から現金で受け取ってはいけない！
簿外に生保などで積立するべき！！

退職金

=

特別損失

=

退職した年に赤字決算の
可能性が大きい！！



- 退職金を計画的に準備する
- 生保などを利用するのはいいが・・・
 - 入口＝儲かったから(^u^)
 - 出口＝使い道を考えてなかった(-_-;) !

従業員出身の取締役にも役員退職慰労金を？

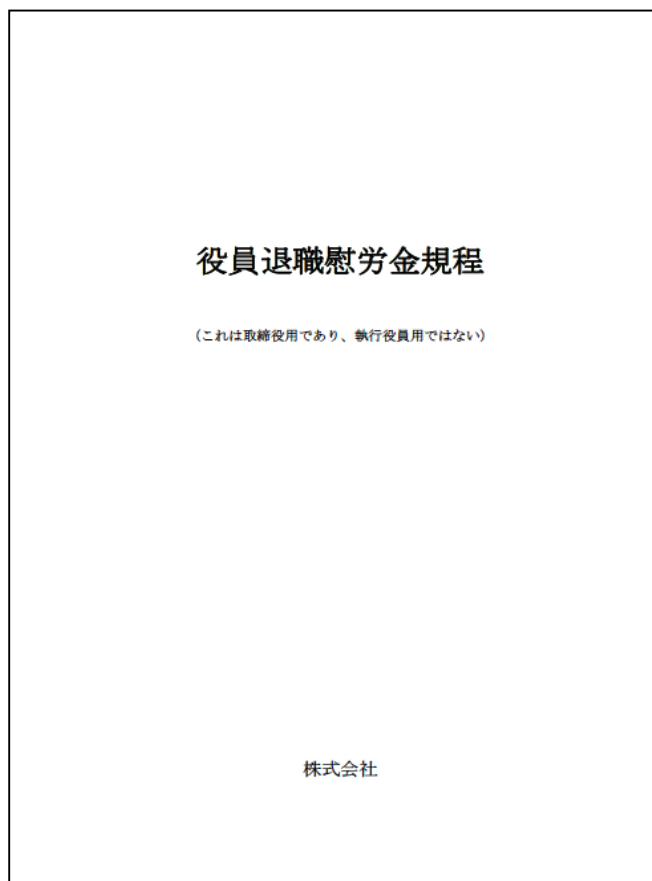
役員退職慰労金規程を作る目的は・・・

世代交代の時に後継者の巨額の相続税の負担を減らすため、税務上の理由から役員退職慰労金規程を整備しなければならない。

しかし・・・

- 従業員出身の取締役にも役員退職慰労金を支払うことになってしまう。
- オーナーは自分のことだけを考えて規程を作るが、そうはいかない。

役員退職金規程を整備！



資料7；役員退職金の相場

＋役員弔慰金規程

■ 目安(非課税)

- 業務上による死亡＝退職時の役員報酬月額（ボーナスを除く）× 36ヶ月
- 業務外による死亡＝退職時の役員報酬月額（ボーナスを除く）× 6ヶ月

資料8；役員退職慰労金規程

結論

長年支払い続けた掛金を是非、早めに年金を受け取ることで取り戻しましょう。

その為には！



自分の退職時期及び退職金額を決める

【例：60歳（現在）→67歳（社長退任）→70歳（会長退任）】

退職金として欲しい額を保険などで計画的に貯める。
そして、退職所得控除を最大限利用して少しでも
生涯収入を多くする！



今後のご活躍をお祈りします

ご意見、ご感想、お問い合わせは

TEL ; 0776 (57) 1380

FAX ; 0776 (57) 1370

は し は た ら き が い

MAIL;hashi@hatarakigai.co.jp

H P ;

働きがい研究所

検索

クリック！



●●●●お客様の会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修(活性化)

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階

(福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201)